

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年12月13日(2007.12.13)

【公表番号】特表2007-510000(P2007-510000A)

【公表日】平成19年4月19日(2007.4.19)

【年通号数】公開・登録公報2007-015

【出願番号】特願2006-538717(P2006-538717)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/97 (2006.01)

A 6 1 K 8/34 (2006.01)

A 6 1 K 8/73 (2006.01)

A 6 1 Q 17/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 8/97

A 6 1 K 8/34

A 6 1 K 8/73

A 6 1 Q 17/04

【手続補正書】

【提出日】平成19年10月26日(2007.10.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シサンドラ・チネンシス果実の抽出物を含んでなる抗老化のための化粧品組成物。

【請求項2】

以下の成分を含有する請求項1に記載の組成物：

(a)シサンドラ・チネンシス果実の抽出物、ならびに、

(b)化粧品目的に一般的な助剤および/または添加剤。

【請求項3】

成分(b)が、油成分、界面活性剤、乳化剤、油脂、ワックス、真珠色化ワックス、増粘剤、濃厚剤、超脂肪化剤、安定剤、ポリマー、シリコーン化合物、レシチン、リン脂質、生物起源の活性成分、脱臭剤、抗微生物剤、発汗防止剤、皮膜形成剤、ふけ防止剤、膨潤剤、防虫剤、ヒドロトロープ剤、可溶化剤、防腐剤、芳香油および染料からなる群から選択される請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

抽出物が、以下の工程を含んでなる方法によって得られるものである請求項1～3のいずれかに記載の組成物：

(a)シサンドラ・チネンシス果実を、水、アルコール、エステル、炭化水素、ケトン、ハロゲン化炭化水素および超臨界流体、好ましくは超臨界二酸化炭素からなる群から選択される溶媒(好ましくは、75重量%のエタノールと25重量%の水の混合物を溶媒として使用する)で抽出して、抽出物と溶媒を含有する混合物を得る工程、ならびに、

(b)このようにして得た混合物から溶媒を除去する工程。